

12-(1)	企業の国際競争力強化に資する企業結合規制(審査手続及び審査基準)の抜本的改革の早期実現
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	独占禁止法9条～16条 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用方針」 「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」
要望の具体的内容	<p>本年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、グローバル市場に配慮した企業結合規制とするための見直しの必要性が指摘され、9月に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策」において、平成22年度中に所要の措置を講じるとされたこの機会に企業結合に係る独禁法上の審査手続や審査基準を抜本的に見直し、可能なものから早急に措置するべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>現在、企業結合事案については、事前相談(任意)及び事前届出により、公正取引委員会による審査を経ているが、事前相談手続について時間がかかりすぎることや、資料提出等の事務負担が大きいという指摘がある。さらに事前相談については、そこで出された公取委の判断が行政処分ではないために不服申立てできない、という問題がある。また、公取委による判断についても、グローバルな競争状況を十分に踏まえていない、あるいは、予測可能性が低いといった批判がある。戦略的な事業再編を機動的に行うことによって企業が国際競争力を向上させるために、グローバル市場の動向も踏まえた企業結合規制を実現すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	公正取引委員会経済取引局企業結合課

12-(2)	公正取引委員会に対する株式取得届出書の届出要件の一部緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	独占禁止法第10条第2項
要望の 具体的内容	<p>独占禁止法上、株式取得会社(A社)が株式発行会社の議決権の20%、50%(閾値)を超えて取得しようとする一定の場合には、公正取引委員会に対して株式取得届出書を提出する必要があるが、例えば、A社の子会社である株式発行会社(B社)が他の会社(C社)に吸収合併されることにより、反射的にA社のC社(存続会社)に対する議決権の保有割合が閾値を超えることとなる場合には、例外的に、株式取得届出書の提出は不要としていただきたい。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>独占禁止法上、上記の場合には、合併を行う当事会社(B社・C社)が提出する合併届出書において、別途、統合新会社の議決権を10%以上保有する会社(A社を含む。)の主たる事業、主たる事業地域、議決権保有割合等が記載されており、合併審査においても、A社とC社との企業結合状況やその影響を含めて、実質的に審査されている。</p> <p>また、合併承認の株主総会は、当事会社(B社・C社)で合併の効力発生日の前日までに行えば足りるところ、A社に対し、合併の効力発生日の30日前までに提出義務を強制することは、理論的にも問題があると考えられる。</p> <p>従って、上記のようなケースにおいては、株式取得届出書を重ねて提出する必要はないと考えられる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	公正取引委員会経済取引局企業結合課

12-(3)	独占禁止法第9条(一般集中規制)の廃止
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	独占禁止法第9条 「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」(独禁法9条ガイドライン)
要望の 具体的内容	<p>①独占禁止法9条(一般集中規制)を廃止すべきである。</p> <p>②仮に、独占禁止法9条が維持される場合でも、同条4項に基づく報告のうち、報告対象となる子会社及び実質子会社について、独禁法9条ガイドラインにおける「大規模な会社」又は「有力な会社」に該当する会社限定し、報告内容の簡素化を図るべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>①企業の経済活動がグローバル化し、市場規模が巨大化する中で、競争に対する個別具体的な弊害の有無を問うことなく、日本市場での規模のみに着目して、一律・外形的に規制を課す規制は、企業活動を不当に制限するだけであり、既に存在意義を失っている。</p> <p>また、企業による事業環境の変化に応じた柔軟な営業展開、資本政策、設備投資等を萎縮させ、同条による規制自体、企業による異分野への新規参入の障害となる。こうした企業努力に対する各種の制約が消費者の利便性、企業の国際競争力、ひいては経済発展の阻害要因となるから廃止を要望する。</p> <p>②9条4項に基づく報告は、同条1項違反(またはそのおそれ)に該当する事実を探知することがその趣旨であると思われるが、現行では全ての子会社及び実質子会社を報告対象としており、特に大規模な企業グループにおいては、報告書作成にあたって過大な業務負担を強いられている。規制趣旨に鑑みれば、報告対象を9条ガイドラインにおける「大規模な会社」又は「有力な会社」に限定することで十分であると考えられる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	公正取引委員会経済取引局企業結合課

12-(4)	独禁法9条ガイドラインの改正
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	独占禁止法第9条 「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」(独禁法9条ガイドライン)
要望の具体的内容	<p>独禁法9条ガイドラインについて</p> <p>①主要な事業分野の業種について、日本標準産業分類3桁分類は競争政策の観点から評価すべき市場実態を反映しておらず2桁分類を原則とすべきである。</p> <p>②「大規模な会社」の該当判断の基準を一律的な総資産額から事業分野ごとの実態に適した基準とすべきである。</p> <p>③分社化した会社が上場等により議決権比率が低下した場合であっても「事業支配力が過度に集中することとならない会社」として扱うべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>①現ガイドラインが事業分野の画定に利用している日本産業分類は、そもそも競争政策における事業分野の画定の指針となることを目的としたものではない。また、事業分野を過度に細分化して捉えており、企業が新規事業分野へ参入しようとした際に、容易に法が規制する事業分野数を越えてしまうリスクを企業に強いている。そこで企業が新規事業分野へ参入することにより市場競争を活性化し、我が国経済の発展を目指す観点から、本来は9条規制自体廃止すべきであるが、仮に規制を残すにしても対象となる事業分野の画定はできるだけ大括りにすべきである。</p> <p>②現ガイドラインは、事業支配力の過度の集中を認定する一要素として「大規模な会社」であることを挙げ、更に一律的に総資産規模のみで該当性を判断している。しかし、重工業やインフラ事業をはじめとしたいわゆる装置産業では、企業の資産規模は、その事業支配力の大小に関わらず、大きくなりやすい。そこで、こうした事業分野毎の特性を踏まえ、「大規模な会社」基準を細分化する等より実態に即したものにすべきである。</p> <p>③現ガイドラインは事業支配力が過度に集中する場合の例外である「分社化」について、自社が現に営む事業部門を子会社化し、かつ設立当初からその全株式を保有し続けている場合と厳格に解している。しかし分社化した会社が上場等をするにより当該親会社の議決権比率が低下したとしても、それにより事業支配力の集中が進む訳ではなく、寧ろ当該会社を通じた相対的な事業支配力は低下すると考えられる。そこで「分社化」の要件のうち全株式継続保有の要件はなくすべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	公正取引委員会経済取引局企業結合課

12-(5)	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条
要望の具体的内容	独占禁止法第11条の適用対象から信託勘定により保有する株式を除外すべきである。
規制の現状と要望理由	<p>信託銀行は、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律によって厳しい受託者責任を負っており、例えば、「信託の本旨に従い、受益者のため忠実に信託業務その他の業務を行わなければならない」「信託会社は、信託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、信託業務を行わなければならない」とされている(信託業法第28条第1項、第2項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条)。</p> <p>また、信託銀行は、信託財産について分別管理義務(信託業法第28条第3項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条)を負っている。信託銀行は信託勘定において株式の議決権を保有しているが、当該信託財産は、受益者の利益のために管理するものであるため、銀行勘定をもって保有する議決権とは自ずと議決権行使のあり方が異なると考えられる。</p> <p>したがって、信託銀行が自ら銀行勘定において保有する株式の議決権と信託勘定において保有する株式の議決権とを合わせ、当該企業を支配する目的をもって議決権行使を行うということはない。</p> <p>以上の理由から、独占禁止法第11条の規定の適用対象から、信託勘定を除外すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課

12-(6)	医薬品、医療機器の審査の迅速化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	薬事法第14条
要望の 具体的内容	<p>「規制・制度改革に係る対処方針について」(2010年6月18日閣議決定)に盛り込まれた「(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)については、その審査体制の強化が、我が国のドラッグラグ、デバイスラグを解消する方策の1つとして指摘されていることを踏まえ、事業仕分け結果(2010年4月27日)に基づき、その在り方について議論を深め、迅速かつ質の高い審査体制を構築する観点からその審査機能を強化する。〈平成22年度中に結論〉」との方針について、検討を前倒し、2010年中に結論を得て、2010年度中に措置すべきである。</p> <p>また、これに併せて、厚生労働省が新医薬品の承認に際して薬事・食品衛生審議会の中で、医薬品部会、薬事分科会と2段階で行っている調査審議の運営を、例えば部会開催後間をおかずに分科会を開催するなど迅速化・効率化し、新薬承認までの時間を短縮すべきであり、「経済対策」(2010年9月10日閣議決定)に盛り込まれた薬事の承認審査に係る手続きの見直し(2010年度中検討・結論・措置)の一環として措置すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>医薬品や医療機器の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けなければならない。承認を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料を添付して申請しなければならない。この場合において、当該申請に係る医薬品又は医療機器が厚生労働省令で定める医薬品又は医療機器であるときは、当該資料は、厚生労働大臣の定める基準に従って収集され、かつ、作成されたものでなければならない。実際の審査等の事務は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構で行い、その後、厚生労働省の医薬・食品衛生審議会で、医薬品部会、薬事分科会と2段階の調査審議を経て承認されることとなっている。</p> <p>国民の健康を改善し、またわが国の技術を活用して国際的に貢献するためにも、迅速かつ質の高い審査体制の構築に向け、審査プロセスの更なる改善を行っていただきたい。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省医薬食品局、医政局

12-(7)	レーザーディスプレイ製品の国内一般販売に向けた法令・規格の整備
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	消費生活用製品安全法、特定製品の技術上の基準等に関する省令、電気用品安全法、電気用品の技術上の基準を定める省令
要望の 具体的内容	<p>レーザー光源を使用したディスプレイ(以下、レーザーディスプレイ)製品については、色鮮やかな画像や低消費電力といった特徴を持っており、携帯電話等にも搭載可能な超小型プロジェクタやヘッドマウントディスプレイ、TVや設置型プロジェクタ等の開発が進められている。既に欧米等海外諸国では一般向けの販売が始まっているが、わが国では法令・規格が未整備で一般販売ができない状態である。国内でのレーザーディスプレイ製品の一般販売を可能とすべく、官民による具体的な検討を早急に開始し、法令・規格を整備すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>携帯型のレーザーディスプレイ製品については、消費生活用製品安全法の指定する特定用品の「携帯用レーザー応用装置」に該当すると理解されるが、「携帯用レーザー応用装置」がレーザーポインターを想定しているため「スイッチの通電状態を維持する機能を有さないこと」とされており、通常スイッチ通電下で使用するレーザーディスプレイ製品は商品として成り立たない。また、レーザーポインターを子供が「カプセル入り玩具」として入手・使用するのを防ぐため全長8cm以上であることが求められており製品の超小型化が出来ない等の問題がある。また、設置型のレーザーディスプレイ製品については、現行の電気用品安全法の下でどの規格に適合すればよいのか不明確で、一般販売を躊躇せざるを得ない。</p> <p>現在レーザーディスプレイに関する日本企業の技術は世界トップ水準にある。海外では製品の一般販売が明確に認められ、海外メーカーが市場に活発に製品を投入しているのに対し、日本企業は国内市場での一般販売を前提とした本格的な開発がしにくくなっており、このままではわが国の競争力を損なう懸念もあるばかりか、海外からは輸入障壁があると非難される可能性もある。IEC(国際電気標準会議)の新規安全規格の制定等の最新動向や国内での有識者の議論等を踏まえつつ、消費者の安全の担保と利便性の確保が調和した法令・規格を早急に整備し、製品の一般販売を可能にすべきである。</p> <p>なお、経済産業省が本年6月に消費経済審議会製品安全部会に提出した「『携帯用レーザー応用装置』の技術基準改正について(案)」は、通電状態に関する基準の見直し等を内容とするものであり、所要の規制改革の第一歩として評価できるが、上記指摘事項も含め早急に措置すべきである。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省商務流通グループ製品安全課

12-(8)	同一事業所内における理容所・美容所の併設の容認
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	理容師法、美容師法
要望の具体的内容	多様化する顧客ニーズに応えるため、同一事業所内における理容所と美容所の併設を認めるべきである。
規制の現状と要望理由	<p>理容師法によれば、理容とは、頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えることをいう。また、理容師の免許を受けた者でなければ理容を業としてはならず、理容師は、原則あらかじめ開設が届け出られ都道府県知事の確認を受けた理容所以外で営業することができない。</p> <p>美容師法によれば、美容とは、パーマメントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。また、理容師法と同様に、美容師の免許を受けた者でなければ美容を業としてはならず、美容師は、原則あらかじめ開設が届け出られ都道府県知事の確認を受けた美容所以外で営業することができない。</p> <p>また、既存の理容所または美容所を同時に美容所または理容所として開設する届出を認めることについて、厚生労働省は、理容師資格保有者あるいは美容師資格保有者に占める理容師・美容師両方の資格保有者の占める割合は極めて小さく、その安定的確保が困難であることから、現実には理容師・美容師いずれかの資格しか持たない者が資格の範囲を超えて施術を行う事態が生じかねないとの懸念から、法律上問題があるとしている。</p> <p>しかし、例えばパーマやカラーリングと同時に顔そりのサービスを受けたいなど、消費者の理容・美容に対するニーズは多様化しつつあり、これらのニーズに対応するために、理容師・美容師いずれかの資格しか持たない者が資格の範囲を超えて施術を行う事態が生じないような方策を講じつつ、同一事業所内で理容師・美容師両方の資格保有者、あるいは理容師と美容師(理容師が2名以上いる場合には管理理容師、美容師の場合も同様)が同時に確保できる場合には、同一事業所内に理容所と美容所の併設を容認すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省健康局生活衛生課

12-(9)	法人等から契約に基づく債権の行使・債務の履行のために住民票の写し等の交付の申出があった場合の事務処理基準の更なる明確化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	住民基本台帳法第12条の3第1項、同4項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第10条第1項、事務連絡「法人等から契約に基づく債権の行使・債務の履行のために住民票の写し等の交付の申出があった場合の対応について」(2008年12月19日、総務省自治行政局市町村課)
要望の具体的内容	<p>生命保険会社等の法人が契約に基づく債務の履行等のために住民票の写し等の交付請求を行った場合の各市区町村における事務処理について、下記の2点に関する更なる明確化を図るべきである。</p> <p>①法人等からの申出の意思の確認に際して、法人等の申出責任部署の責任者の私印等により組織的な意思が合理的に推認できる場合には、代表者からの請求ではない申出でも認められること。</p> <p>②法人等の主たる事務所の所在地について、事務所の所在地の記載のある社員証の写しが送付された場合には、法人登記簿抄本等の添付は不要とすること。</p>
規制の現状と要望理由	<p>法人等による住民票の写し等の交付の申出については、申出事項を明らかにするために「市町村長が適当と認める書類」の提出が求められている(住民基本台帳法第12条の3第4項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第10条第1項)。</p> <p>この手続に関する各市区町村における対応については、「法人等から契約に基づく債権の行使・債務の履行のために住民票の写し等の交付の申出があった場合の対応について」(平成20年12月19日付各都道府県住民基本台帳担当課あて総務省自治行政局市町村課事務連絡)により、市区町村における事務処理基準の明確化・統一化が図られたが、一部の市区町村において、例えば法人等からの申出の意思を確認するための手段たる「法人の代表者印等」について「申出責任部署の責任者の私印等であって、法人等の組織的な意思が合理的に推認できるものであれば差し支えない」とされているにも拘わらず代表者等での再請求を求められたり、事務所の所在地の記載のある社員証の写しを提示しているにも拘らず法人登記簿抄本の添付を求められることがある。</p> <p>市区町村における事務処理の基準の更なる明確化が図られれば、市区町村と法人等との個別折衝が不要となる他、法人登記簿抄本の取得コストが不要となる等、業務の効率化が図られるとともに、顧客に重要な通知を迅速に送達することが可能となる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省自治行政局住民制度課

12-(10)	森林情報の整備に向けた測量・実地調査等の推進のための環境整備
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	森林法第188条第2項
要望の 具体的内容	<p>国や地方自治体の森林計画策定・実施の基盤となる森林情報の整備を進めるため、国や地方自治体の職員に加えて行政庁から業務委託を受けた民間事業者も他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行えるよう森林法を改正すべきである。</p> <p>なお、政府の「新成長戦略」に掲げられた森林・林業の再生の実現に向け、林野庁が平成23年度予算概算要求している森林計画推進事業の政策目標では、「各都道府県、市町村が作成する森林計画の変更を100%完了(平成23年度)」としており、その実現のためにも早急に措置すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>森林法は、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進するため、国や地方自治体に森林の整備及び保全に関する目標等につき5年毎に森林計画を策定するよう求めている。国や地方自治体は、森林計画の策定・実施のために、森林の資源調査や境界調査、生物多様性の保全に関する調査等を行って森林情報を整備しており、こうした調査には国や地方自治体の職員だけでなく、業務委託を受けた民間事業者も従事するようになっている。</p> <p>一方、森林法第188条第2項では、国や地方自治体の長は、法律の施行上必要があるときは「当該職員」に他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行わせることができる、と定めているが、業務委託を受けた民間事業者はこれに含まれていない。このため、国や地方自治体から業務委託を受けた民間事業者は、他人の森林を避けて大幅な回り道をしたり、調査対象の森林に辿り着くことができずに離れた所から双眼鏡等を使って調査したりせざるを得ないといった事態が生じ、森林情報の整備に大きな障害となるとともに、民間への業務委託による行政のスリム化をも妨げている。</p> <p>なお、測量法では「国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者」に、道路法では「道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者」に、法律上必要がある時は、一定の要件の下で他人の土地に立ち入ることを認めている(測量法第15条、道路法第66条)。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	林野庁計画課

12-(11)	新規事業所編入(同一健保内事業所における会社設立)に関する規約変更手続きの見直し(認可制から届出制への変更)
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	健康保険法第16条第2項 健康保険法施行規則第6条第2項
要望の具体的内容	<p>新規事業所の編入のうち、既に同一健保に加入している事業所が会社設立により新規に編入する、且つ、同一健保に加入している被保険者が新規事業所へ転籍する場合は、届出制とすべきである。</p>
規制の現状と要望理由	<p>健康保険組合の規約に関して、健康保険法第16条第2項および施行規則第6条第2項により、設立事業所の増加または減少に係る場合は、厚生労働大臣の認可を要するとされている。</p> <p>上記の編入は、同一健保に加入している被保険者の転籍によるものであり、転籍前後で健康保険組合に関する事項が何ら変わるものではない。また、編入基準を満たしており、母体企業との密接な関係は保たれている。</p> <p>しかしながら、現状の認可申請の形態では、新規会社の登記簿(登記簿謄本、株主名簿、出資証明書、役員名簿、定款)等が設立日前には準備できないこと等から設立後の認可申請となり、設立日に被保険者に被保険者証を発行できない。これにより、被保険者の利便性が損なわれている。</p> <p>従って、上記の編入については、組合への権限委譲の観点から、届出制へ変更すべき。なお、その際には、できる限り、添付書類を簡素化するよう求める。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省 保険局保険課

12-(12)	高齢者を定年後に嘱託再雇用する場合等の健康保険と厚生年金保険の同日得喪手続きの簡素化
要望の視点	1.行政手続きの簡素化
規制の根拠法令	「嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱いについて(通知)」の一部改正について(通知) 保保発0610第2号 平成22年6月10日
要望の 具体的内容	<p>高齢者の嘱託再雇用時の同日得喪手続きを簡素化し、保険証の都度差し替えを不要とすべきである。</p> <p>そのために、</p> <p>(1)再雇用日付けで、資格喪失届と資格取得届を提出する代わりに、嘱託再雇用届といった1つの書類に嘱託契約書を添付することで同日得喪の手続きに代える、</p> <p>あるいは、</p> <p>(2)「同日得喪」という事由コードを新たに設定して、現在の取得喪失に代える、</p> <p>等の方法により、年金整理番号や保険証番号はそのまま使用できるようにすべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>健康保険法と厚生年金保険法では、定年後などに引き続き同じ事業所で嘱託再雇用された場合、再雇用日付けで資格喪失と資格取得になるため、喪失と取得の手続きが必要になり、健康保険証も扶養家族分もすべて差し替えになるため、手続きが煩雑である。</p> <p>また、「『嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱いについて(通知)』の一部改正について(通知)」によると、嘱託再雇用後の契約更新時に標準報酬月額が下がると従来の月額変更ではなく、毎年、同日得喪の手続きが必要となる可能性もあり、そのたびに健康保険証を差し替えるのは煩雑なため。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	厚生労働省保険局保険課

12-(13)	官民交流法に基づき民間から国に交流採用された者の企業年金加入資格の取扱いの見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	国と民間企業との間の人事交流に関する法律
要望の 具体的内容	<p>国と民間企業との間の人事交流に関する法律(以下、官民交流法)により民間から国に交流採用された者について、交流期間中も企業年金に継続して加入できる取扱い、もしくは、企業年金に継続して加入する場合と同等となるような取扱いができるよう、制度を見直すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由	<p>官民交流法に基づき民間から国に交流採用される者(以下、交流採用者)は、交流期間中、厚生年金の被保険者資格を喪失し、共済年金の被保険者となる。民間企業で実施する企業年金に関する法令(確定給付企業年金法、確定拠出年金法)は、企業年金の加入者資格を厚生年金保険の被保険者と規定しているため、交流採用者は一時的に企業年金から脱退しなければならない。</p> <p>この問題点について、政府が2010年1月から2月にかけて実施した第1回「国民の声」集中受付に寄せられた提案への回答において、厚生労働省は、「確定拠出年金に加入していた者については、官民交流中であっても、運用の指図を行うことで老後の所得保障のための資産を積み増す機会がある」と説明しているが、交流期間中は新たな掛金拠出ができないため、その分は年金としての資産形成が滞るといった不利益が生じる。また、「確定給付企業年金に加入していた者については、官民交流開始前と終了後の加入期間を合算することが可能となっている」と説明しているが、交流期間の分は企業年金の加入期間は短くなってしまい、不利益が生じる可能性もある。</p> <p>交流採用者や民間企業の不安を解消し、官民人事交流の更なる促進を図るためにも、交流期間中も企業年金に継続して加入できる取扱い、もしくは、企業年金に継続して加入する場合と同等となるような取扱いができるよう、制度の改善を図られたい。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	人事院、総務省人事・恩給局、厚生労働省